

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

秦野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月3日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、市町村民税非課税世帯における介護保険料の軽減措置の減額率及び対象を拡大するため、改正するものであります。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成12年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る令和元年度の保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 第1項の表第1号に掲げる第1号被保険者 24, 250円
- (2) 第1項の表第2号に掲げる第1号被保険者 37, 190円
- (3) 第1項の表第3号に掲げる第1号被保険者 46, 890円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議案第26号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率等)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る平成30年度の保険料率は、同表の規定にかかわらず、<u>29,100円</u>とする。</p>	<p>2 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの保険料率は、同表の規定にかかわらず、<u>29,100円</u>とする。</p>
<p>3 <u>第1項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る令和元年度の保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。</u></p>	
<p>(1) <u>第1項の表第1号に掲げる第1号被保険者</u> <u>24,250円</u></p>	
<p>(2) <u>第1項の表第2号に掲げる第1号被保険者</u> <u>37,190円</u></p>	
<p>(3) <u>第1項の表第3号に掲げる第1号被保険者</u></p>	

46,890円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

低所得者の保険料軽減強化に係る介護保険料について

令和元年6月3日
福祉部高齢介護課

		第7期 (H30～R2)	令和元年度	
			改正前	改正後
本人が市民税非課税	世帯全員非課税	生活保護受給者または、課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円以下の人	第1段階 (基準額×0.5) ⇒(基準額×0.45) 年額 29,100円	第1段階 ⇒(基準額×0.375) 年額 24,250円
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円超える人～120万円の人	第2段階 (基準額×0.65) 年額 42,040円	第2段階 ⇒(基準額×0.575) 年額 37,190円
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円を超える人	第3段階 (基準額×0.75) 年額 48,510円	第3段階 ⇒(基準額×0.725) 年額 46,890円
	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円以下の人	第4段階 (基準額×0.90) 年額 58,210円	変更なし
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円を超える人	第5段階 (基準額) 年額 64,680円	
本人が市民税課税	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円未満の人	第6段階 (基準額×1.12) 年額 72,440円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円以上200万円未満の人	第7段階 (基準額×1.25) 年額 80,850円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が200万円以上300万円未満の人	第8段階 (基準額×1.40) 年額 90,550円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が300万円以上400万円未満の人	第9段階 (基準額×1.50) 年額 97,020円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が400万円以上600万円未満の人	第10段階 (基準額×1.70) 年額 109,950円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が600万円以上800万円未満の人	第11段階 (基準額×1.90) 年額 122,890円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が800万円以上1,000万円未満の人	第12段階 (基準額×2.10) 年額 135,820円		
前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が1,000万円以上の人	第13段階 (基準額×2.30) 年額 148,760円			